

平成27年3月30日
危険物保安技術協会

危険物関連設備等の性能評価に係る表示による証明の無効及び
当該製品に対する当協会の対応状況等について

今般、当協会が危険物関連設備等の性能評価にて評価したパッケージ型固定泡消火設備用樹脂配管 プッシュロック配管システムのうち5箇所を設置した製品について、申請者である株式会社初田製作所が性能評価済証を貼付することができない製品に対して性能評価済証を貼付して出荷していたことを確認しました。

このため、当協会は、当該製品の性能評価済証による証明が無効であった旨及び当協会の対応状況について、当該製品が設置されている4の所轄消防機関に対し、「危険物関連設備等の性能評価に係る表示による証明の無効及び当該製品に対する当協会の対応等について」(平成27年3月30日付け危業第142号)を通知しましたので、お知らせします。対象となる製品については、以下の通りです。

申請者：株式会社 初田製作所 製品名：プッシュロック配管システム 【危評第0023号】 証明が無効であった 性能評価済証番号 : No.003727~No.003731

なお、平成27年3月20日に当協会が当該製品に対して調査を実施した結果、製品の性能等については評価内容に適合していることが認められたことから、証明が無効であったものとした性能評価済証に代わり、新たに性能評価確認書を発行することができるものとしたことを念のため申し添えます。

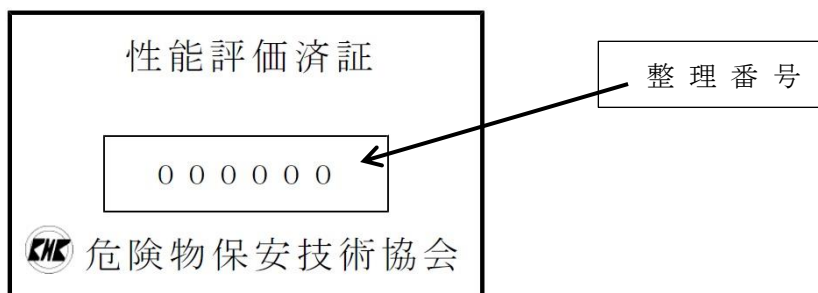
◎危険物関連設備等の性能評価とは

危険物関連設備等については、新技術等の活用により新たに開発されたものなど、その使用目的に照らし、火災予防上又は消火活動上有効なものであることが明確に判断できないものがあります。

当協会では、技術進歩に適正に対応し、合理的な保安対策の推進に資するため、申請のあったこれらの設備について、学識経験者等で構成される「性能評価委員会」にも諮り、「危険物関連設備等の性能評価」を行っています。

◎性能評価済証とは

当協会「危険物関連設備等の性能評価に係る業務規程」第9第2項に定める証票であり、性能評価を受け、適合と認められた危険物関連設備等のうち、理事長が必要と認めたものに表示するラベルです。



性能評価済証の例

(連絡先)
危険物保安技術協会
業務課長 杉山
電 話 03-3436-2353
F A X 03-3436-2251

